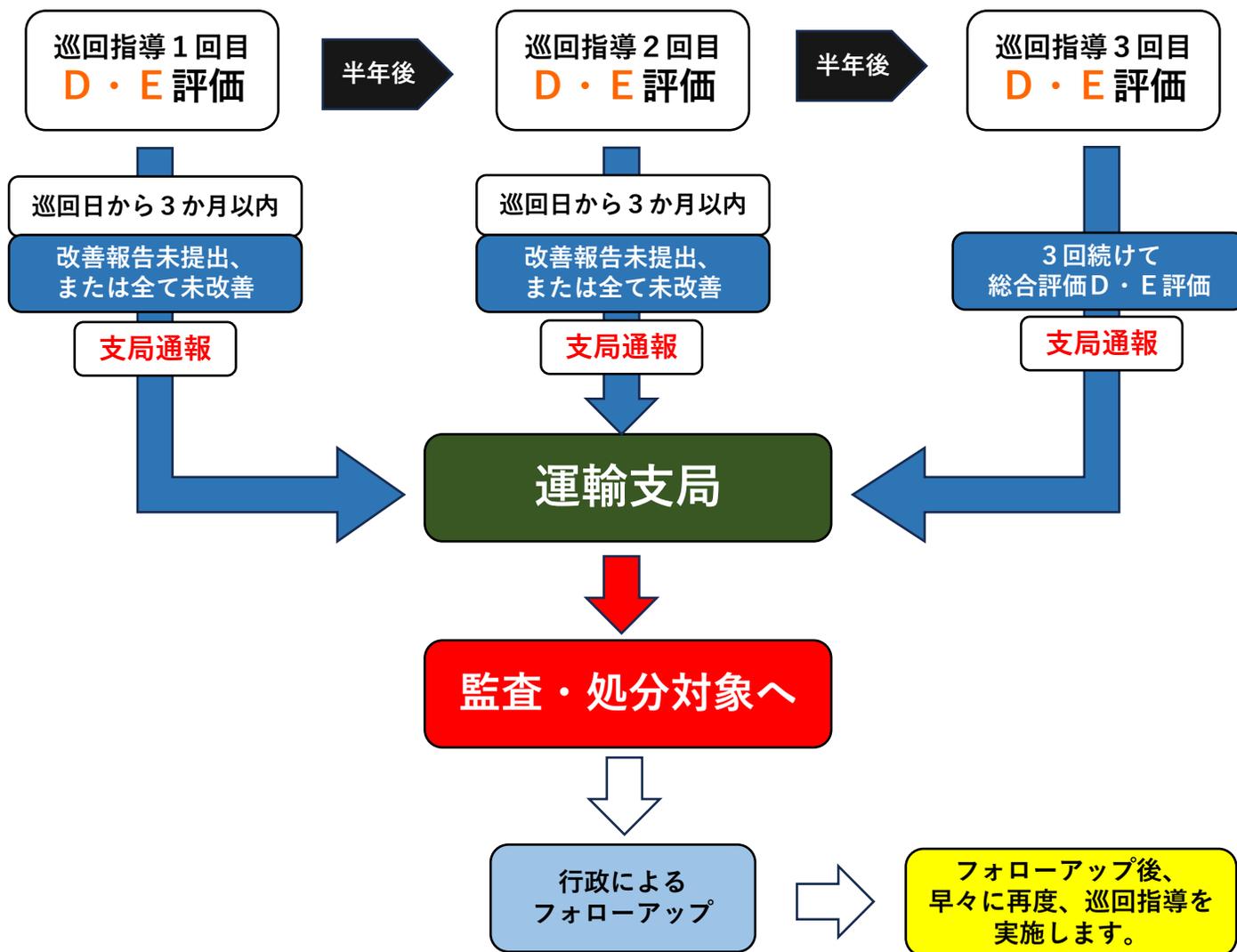


# 適正化事業実施機関からのお知らせ

巡回指導で総合評価 **D・E** 評価の事業所は、下記の場合、行政の『**監査・処分**』の対象です！！

## 監査・処分の対象

- ①巡回実施後、3か月以内に改善報告を未提出、または全て未改善
- ②巡回指導の総合評価が3回続けてD・E評価



※改善報告は、できたものからで構わないので、  
**必ず改善期日までに挙証書類と一緒にご提出ください。**

【適正化事業部 本部】  
☎ 06-6965-4024

【適正化事業部 南部事務所】  
☎ 072-260-9402